

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定

〃

○ 〃

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

住宅課

○ 滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務の委託

【公告】

○ 公共測量の終了

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

選挙管理委員会

（県例規集登載）

目次

○ 個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し

担当課（室）

◎岡山県告示第三百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院，診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
玉野三井病院	玉野市玉3-2-1	R3.4.1
玉野市民病院	玉野市宇野2-3-1	R3.4.1
なでしこ歯科診療所	瀬戸内市豊久町尾張683-4	R3.4.3

◎岡山県告示第三百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和三年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
江原歯科医院	津山市昭和町1-10	R3.2.28
玉野三井病院	玉野市玉3-2-1	R3.3.31
総合病院玉野市立玉野市民病院	玉野市宇野2-3-1	R3.3.31
松岡ケミカル株式会社松岡薬局	笠岡市新賀254	R3.3.31
医療法人明清会鍋島眼科診療所	総社市駅前1-3-25	R3.3.31
エスワイル薬局やかかげ店	小田郡矢掛町矢掛2688-5	R3.3.31

◎岡山県告示第三百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和三年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
医療法人原田整形外科	総社市井手1208-2	原田整形外科医院	総社市井手1208-2	R3.2.20

◎岡山県告示第三百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和三年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
医療法人原田整形外科	総社市井手1208-2	原田整形外科医院	総社市井手1208-2	R3.2.20

◎岡山県告示第三百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和三年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	松岡ケミカル株式会社	笠岡市新賀254	松岡ケミカル株式会社松岡薬局	笠岡市新賀254	R3.3.31
介護予防事業者	松岡ケミカル株式会社	笠岡市新賀254	松岡ケミカル株式会社松岡薬局	笠岡市新賀254	R3.3.31
介護予防支援事業者	赤磐市	赤磐市下市344	赤磐市介護予防支援事業所	赤磐市下市344	R3.3.31
居宅介護事業者	株式会社エスアール	広島県広島市西区商工センター6-1-11	エスアール薬局やかげ店	小田郡矢掛町矢掛2688-5	R3.3.31
介護予防事業者	株式会社エスアール	広島県広島市西区商工センター6-1-11	エスアール薬局やかげ店	小田郡矢掛町矢掛2688-5	R3.3.31

令和3年5月25日 岡山県公報 第12296号

◎岡山県告示第三百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

令和三年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）に基づく県営住宅に係る家賃
及び駐車場の使用料のうち、県営住宅を退去した者及びその保証人又は連帯保証人に
よる滞納に係るものの収納の事務

二 委託した収入の種類

滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場の使用料

三 委託を受けた者の所在地及び名称

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

ニッテレ債権回収株式会社

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号芝浦前川ビル五階

ニッテレ債権回収株式会社本社

五 委託の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

令和3年5月25日 岡山県公報 第12296号

〔二〇三〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和三年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

英田郡西栗倉村坂根	測量区域	
公共測量（二級基準点測量、三級水準測量）	測量の種類	
令和三年四月十六日	終了年月日	

令和3年5月25日 岡山県公報 第12296号

〔二〇四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字小山東二五一一、二五一一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区下中野三三〇一一一サンパレスクロズミB二〇六

堀家 宙海

三 許可番号

岡山県指令建指第四三九号

〔二〇五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

岡山県警察ネットワーク端末 1488式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及びネットワーク端末借入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 借入期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年度に県が発注する物品の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年岡山県告示第39号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

令和3年5月25日 岡山県公報 第12296号

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 納入する機器について、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和3年6月28日(月) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234—0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年5月25日(火)から同年7月5日(月)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。

なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ180グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和3年7月14日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和3年7月15日(木) 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 借入物件に係る事前の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和3年6月23日(水)までに入札説明書で示す場所に提出し、借入物件に係る岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとと

令和3年5月25日 岡山県公報 第12296号

もに、入札説明書に示す書類を作成し、令和3年7月5日(月)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならぬ。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Network terminal 1488 sets

(2) Lease period :

From 1 March, 2022 through 28 February, 2027

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 14 July, 2021

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

◎岡山県選管告示第三十三号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和三年五月十八日から適用する。

令和三年五月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表病院の項中

介護老人保健施設グリーンピース

倉敷市新田二七九一―四

を

介護老人保健施設グリーンピース

玉島病院介護医療院

倉敷市新田二七九一―四

倉敷市玉島乙島四〇三〇

に改める。

◎岡山県選管告示第三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、岡山市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があつた。

令和三年五月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

施設 の 名 称	岡山市植松児童館	所 在 地	岡山市南区植松三九七番地	施設 の 管 理 者	社会福祉法人岡山市社会福祉協議会	指 定 取 消 年 月 日	令和三年四月二十日
	岡山市七区児童館		岡山市南区北七区六一番地八		社会福祉法人岡山市社会福祉協議会		令和三年四月二十日